

第155期 報 告 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告

オーミケンシ株式会社

事業報告 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善するなど緩やかな回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症が日本経済への大きな影響を及ぼし始め、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社は繊維各部門において機能レーヨンの国内外の販売強化に取り組むとともに、繊維事業以外の事業展開を図ってまいりました。繊維部門は高付加価値製品の販売に注力してまいりましたが、主力のレーヨン部門の売上減少や原材料のコストアップ及びそれに伴う価格転嫁などの問題、事業再構築に伴う事業構造改善引当金計上等により減収減益となりました。不動産部門は売上高、営業利益とも堅調に推移しました。新型コロナウイルス感染症の影響については、中国での発生当初は売上が減少しましたが、期の終盤はマスクの原材料でもあるレーヨン綿の売上が少し持ち直しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は売上高9,026百万円(前年同期比7.4%減)となり、営業損失207百万円(前年同期は営業利益148百万円)、経常損失473百万円(前年同期は経常損失168百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失2,367百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失840百万円)となりました。

以上の状況を勘案し、誠に遺憾ではありますが、普通株式及びA種優先株式に係る期末配当金につきましては無配とさせていただきます。今後は収益改善に向かって邁進する所存でありますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別の業績につきましては、以下のとおりであります。

〔繊維〕

繊維部門につきましては、原材料のコストアップに対する価格転嫁などの問題や売上の減少等により減収減益となりました。この結果、繊維部門全体では売上高は7,022百万円(前年同期比10.9%減)と減収になり、セグメント損失は402百万円(前年同期は8百万円のセグメント利益)となりました。

〔不動産〕

不動産部門につきましては、売上高1,234百万円(前年同期比11.5%増)、セグメント利益894百万円(前年同期比18.2%増)となりました。

〔その他〕

その他部門につきましては、売上高769百万円(前年同期比1.5%増)、セグメント損失208百万円(前年同期は84百万円のセグメント損失)となりました。

<部門別売上の推移>

部 門	第154期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第155期 [当連結会計年度] (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	前 期 比 増 減
織 維	7,880 百万円	7,022 百万円	△858 百万円
不 動 産	1,107	1,234	126
そ の 他	758	769	11
合 計	9,746	9,026	△719

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,155百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

繊維部門 加古川工場化繊設備の更新、試験研究設備の新設

その他部門 株式会社宇美フーズ 機械設備の更新

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

繊維部門 加古川工場化繊設備の更新、試験研究設備の新設

その他部門 株式会社宇美フーズ 機械設備の更新

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

不動産部門 東京都大田区の土地売却

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金300百万円、短期借入金250百万円の調達を実施し、運転資金に充当しております。また、シンジケートローン7,147百万円の借り換えを実施しております。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第152期 (2017年3月期)	第153期 (2018年3月期)	第154期 (2019年3月期)	第155期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売 上 高 (百万円)	13,999	9,835	9,746	9,026
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	146	65	△840	△2,367
1株当たり当期純利益 (円)	2.23	0.68	△127.36	△358.81
総 資 産 (百万円)	27,533	26,914	26,341	26,315
純 資 産 (百万円)	5,850	5,951	5,119	2,792
1株当たり純資産額 (円)	73.52	74.73	624.37	271.74

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出して
おります。

2. 2018年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。これに伴い、第154
期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益
を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
オーミケンソリューション株式会社	10百万円	100%	FAシステムの構築・ソフトウェア開発・ 不動産賃貸業
株 式 会 社 宇 美 フ ー ズ	10百万円	100%	食料品等の製造・加工・販売
近絹（上海）商貿有限公司（中国）	50百万円	100%	繊維原料・繊維製品の卸売販売
オーミ・ド・ブラジルテキスタイル 株 式 会 社 （ ブ ラ ジ ル ）	26,347千リアル	70.8%	紡績糸の製造・販売

(注) オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社は2016年11月末をもって事業を停止いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、安定した収益基盤の確立及び安定配当を行うものがあります。繊維業界を取り巻く環境は、繊維製品需要の低迷や海外との価格競争の激化など、厳しい状況におかれています。そのような中で、不採算部門の撤退による事業再構築策を実行し、既に取り組んでいる環境問題に対応した研究開発に投資を集中することにより、企業理念である「人と地球と暮らしへのやさしさを追求」する環境配慮型企業としての地位の確立を目指します。

また、不動産収益を基盤とする安定した収益構造への転換、徹底した経費削減を図ることにより財務の健全性を高め、企業価値の向上と早期復配を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

〔繊維〕

当社は繊維製品（レーヨン綿、紡績糸、編織物等）の製造・加工・販売を行っております。連結子会社である近絹（上海）商貿有限公司は繊維原料・繊維製品の卸売販売を行っております。

〔不動産〕

当社は不動産の賃貸、販売を行っております。また連結子会社であるオーミケンシソリューション株式会社は不動産の賃貸等を行っております。

〔その他〕

当社は園芸事業を行っております。連結子会社であるオーミケンシソリューション株式会社は電子機器等の仕入れ及びソフトウェアの開発を行い、当社はそれらの販売を行っております。

連結子会社である株式会社宇美フーズは食料品等の製造・加工・販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 大 阪 市	加 古 川 工 場	兵 庫 県 加 古 川 市
東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区		

(注) 2020年2月3日付で東京事務所を東京都中央区新富一丁目6番1号に移転いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
オーメケンシソリューション株式会社	大 阪 府 大 阪 市
株式会社宇美フーズ	福 岡 県 糟 屋 郡
近絹（上海）商貿有限公司	中 国
オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社	ブ ラ ジ ル

(注) オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社は2016年11月末をもって事業を停止いたしました。

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
321名	3名増

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	5,620百万円
株式会社三井住友銀行	965百万円
株式会社紀陽銀行	792百万円
株式会社大垣共立銀行	742百万円
株式会社南都銀行	606百万円

(注) 1. シンジケートローン契約を含めた個別の借入先ごとの借入残高を記載しております。
2. 株式会社三井住友銀行を引受先とする社債残高が、別途685百万円あります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	普通株式	24,000,000株
	A種優先株式	11,000,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	6,602,459株
	A種優先株式	2,000,000株
③ 株主数	普通株式	5,180名
	A種優先株式	1名
④ 大株主 (上位10名)		

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東洋商事株式会社	572千株	2,000千株	2,572千株	29.91%
龍寶裕子	654	—	654	7.60
丸山三千夫	336	—	336	3.91
株式会社三菱UFJ銀行	294	—	294	3.42
竹甚板硝子株式会社	200	—	200	2.32
太陽生命保険株式会社	200	—	200	2.32
河合裕	200	—	200	2.32
第一紡績株式会社	101	—	101	1.18
丸山光子	66	—	66	0.77
龍寶惟男	64	—	64	0.74

(注) 1. A種優先株式は、当社定款の定めにより議決権を有しておりません。

2. 持株比率は自己株式 (5,184株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	龍 寶 惟 男	
代表取締役社長	石 原 美 秀	
代表取締役専務取締役	前 田 利 文	管理本部長
取締役	中 田 邦 彦	製品事業本部長
取締役	高 口 彰	素材事業本部長
取締役	浅 田 美 津 子	
取締役	原 沢 隆 三 郎	株式会社チノー社外監査役
常勤監査役	和 田 昇	
監査役	豊 田 智 郎	税理士
監査役	桑 野 哲 雄	

- (注) 1. 取締役浅田美津子、原沢隆三郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役豊田智郎、桑野哲雄の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役浅田美津子、原沢隆三郎、監査役豊田智郎、桑野哲雄の4氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役豊田智郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

2019年6月27日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって、取締役豊泉俊郎氏は辞任により退任いたしました。

2019年6月27日開催の第154回定時株主総会において、新たに原沢隆三郎氏が取締役に選任され就任いたしました。

監査役崎山信弘氏は2019年9月30日をもって辞任により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	8名	53百万円
監 査 役	4名	16百万円
合 計	12名	70百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額15百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、1982年7月21日開催の第117回定時株主総会において年額144百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1982年7月21日開催の第117回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
5. 上記支給額のうち、社外役員6名に対する報酬等の総額は17百万円であります。
6. 取締役及び監査役の報酬の総額には、2019年6月27日開催の第154回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名、2019年9月30日をもって辞任により退任した監査役1名が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の人数は、取締役7名、監査役3名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役原沢隆三郎氏は、株式会社チノーの社外監査役であります。当社と株式会社チノーとの間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役会には、取締役浅田美津子氏は9回中9回、取締役原沢隆三郎氏は2019年6月27日就任以降7回中7回、監査役豊田智郎氏は9回中9回、監査役桑野哲雄氏は9回中9回、監査役崎山信弘氏は2019年9月30日の退任まで5回中1回それぞれ出席し、適宜質問し意見を述べております。

監査役会には、監査役豊田智郎氏は9回中9回、監査役桑野哲雄氏は9回中9回、監査役崎山信弘氏は2019年9月30日の退任まで5回中1回それぞれ出席し、意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役浅田美津子氏は、取締役会において、経済行政に携わった専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

取締役原沢隆三郎氏は、取締役会において、銀行や金融部門における役員経験の他、製造業の監査役経験の見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役豊田智郎氏は、取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役桑野哲雄氏は、取締役会及び監査役会において、金融行政等に携わった専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

監査役崎山信弘氏は、取締役会及び監査役会において、金融機関での経験及び海外勤務経験の見地から、適宜質問し意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 永和監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動規範をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、内部統制担当部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として通報窓口を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程をはじめとする社内諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存、管理する。必要に応じて取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの規定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制担当部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、使用人が共有する全体的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度の子会社への適用、及び当社の内部監査室にて子会社の業務監査を実施する。

- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室を補助すべき使用人として指名することができる。監査役より指名され監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事評価及び異動については事前に監査役の意見を聴取し決定する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、経営に係る重要な決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営に係る重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。また監査役は「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち監査効率、監査成果の達成を図る。

- ⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討をしております。また、必要に応じ業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めています。

内部監査室は「内部統制基本方針」に従い各部門の業務監査を定期的に行い、法令、定款及び社内規定等に違反している事項がないかを検証しております。常勤監査役についても社内の各種重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスについて重大な違反等がないよう監視しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	<u>26,315</u>	(負債の部)	<u>23,522</u>
I 流動資産	4,513	I 流動負債	6,148
現金及び預金	846	支払手形及び買掛金	1,413
受取手形及び売掛金	1,053	短期借入金	1,840
たな卸資産	2,212	1年内償還予定の社債	140
その他	402	リース債務	259
貸倒引当金	△0	未払法人税等	18
II 固定資産	21,784	賞与引当金	81
有形固定資産	(21,522)	事業構造改善引当金	1,800
建物及び構築物	1,023	その他	594
機械装置及び運搬具	1,321	II 固定負債	17,374
土地	19,005	社債	545
その他	171	長期借入金	8,231
無形固定資産	(72)	リース債務	1,065
投資その他の資産	(189)	繰延税金負債	5,389
投資有価証券	44	役員退職慰労引当金	120
その他	224	環境対策引当金	72
貸倒引当金	△79	退職給付に係る負債	913
III 繰延資産	17	その他	1,036
社債発行費	17	(純資産の部)	<u>2,792</u>
資産合計	26,315	I 株主資本	4,427
		資本金	3,205
		資本剰余金	2,724
		利益剰余金	△1,497
		自己株式	△4
		II その他の包括利益累計額	△1,634
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	△1,637
		負債純資産合計	26,315

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		9,026
売 上 原 価		7,347
売 上 総 利 益		1,679
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,886
営 業 損 失		207
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	4	
雑 収 入	86	90
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	219	
雑 損 失	137	356
経 常 損 失		473
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	90	90
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 売 却 損	45	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	1,800	
そ の 他	147	1,992
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,375
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		7
法 人 税 等 還 付 税 額		△12
法 人 税 等 調 整 額		△3
当 期 純 損 失		2,367
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		2,367

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2019年4月1日 期首残高	3,205	2,724	869	△4	6,794
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△2,367		△2,367
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△2,367	△0	△2,367
2020年3月31日 期末残高	3,205	2,724	△1,497	△4	4,427

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2019年4月1日 期首残高	5	0	△1,680	△1,675	5,119
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△2,367
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△3	0	43	40	40
連結会計年度中の変動額合計	△3	0	43	40	△2,326
2020年3月31日 期末残高	1	0	△1,637	△1,634	2,792

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社、近絹(上海)商貿有限公司、オーミケンシソリューション株式会社、株式会社宇美フーズ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

オーミ建設株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

オーミ建設株式会社

(関連会社)

9 ディグリーズ エナリー株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はオーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社（12月31日）、近絹（上海）商貿有限公司（12月31日）及び株式会社宇美フーズ（2月29日）を除き連結決算日と一致しております。なお、オーミ・ド・ブラジルテキスタイル株式会社、近絹（上海）商貿有限公司及び株式会社宇美フーズについては、各社の決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた各社との重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②デリバティブ……時価法

③たな卸資産……移動平均法による原価法（ただし、販売用不動産の評価については、個別法による原価法）

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社 建物（建物附属設備を含む）・構築物……定額法

建物・構築物以外……定率法

当社以外の連結子会社

主として定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③事業構造改善引当金

事業構造の改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

②重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ

なお、金利スワップのうち金融商品会計基準に定める特例処理の適用要件を満たしているものについては、特例処理を行っております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象……………変動金利借入金、買掛金

3. ヘッジ方針

リスク管理方針に関する社内規定に従い、ヘッジ対象の金利上昇リスクや為替変動リスクを回避することを目的としております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については、10年間の均等償却を行っております。

④退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準……………完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他の工事

工事完成基準

⑥消費税等の会計処理……………税抜き方式

⑦連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

預金	16百万円
たな卸資産	5百万円
有形固定資産	18,944百万円
計	18,967百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,840百万円
1年内償還予定の社債	140百万円
社債	545百万円
長期借入金	8,231百万円
計	10,757百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	8,259百万円
3. 受取手形割引高	708百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	6,602千株
A種優先株式	2,000千株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	846	846	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,053	1,053	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	11	11	-
(4) 支払手形及び買掛金	(1,413)	(1,413)	-
(5) 短期借入金	(1,840)	(1,840)	-
(6) 1年内償還予定の社債	(140)	(140)	-
(7) 社債	(545)	(545)	-
(8) 長期借入金	(8,231)	(8,231)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年内償還予定の社債、並びに(7)社債

社債の時価については、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額33百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県や岐阜県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸土地や賃貸建物を所有しております。

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,114百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度期首残高 (百万円)	当連結会計年度増減額 (百万円)	当連結会計年度末残高 (百万円)	
9,731	△480	9,251	12,840

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	271円74銭
1株当たり当期純損失	358円81銭

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、企業理念である「人と地球と暮らしへのやさしさを追求」する脱プラスチック、脱合繊の環境配慮型企業の地位を確立するため、既に取り組んでいる環境問題に対応した研究開発に投資を集中するとともに、安定的な収益を計上できる体質への転換、財務の健全性を高めることが急務であると判断し、レーヨン事業を含む不採算部門の撤退を含めた抜本的な事業再構築の検討を開始することを決定いたしました。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	26,978	(負債の部)	23,336
I 流動資産	4,438	I 流動負債	5,983
現金及び預金	624	支払手形	509
受取手形	355	買掛金	834
売掛金	743	短期借入金	1,840
製品	1,457	1年内償還予定の社債	140
原材料	244	リース債務	258
仕掛品	92	未払金	184
貯蔵品	128	未払費用	112
前払費用	67	未払法人税等	17
未収入金	231	前受金	100
短期貸付金	311	預り金	32
その他の	183	設備支払手形	39
貸倒引当金	△1	賞与引当金	80
II 固定資産	22,522	事業構造改善引当金	1,800
有形固定資産	(20,407)	その他の	31
建物	832	II 固定負債	17,353
構築物	75	社債	545
機械装置	347	長期借入金	8,231
車両運搬具	0	繰延税金負債	5,376
工具器具備品	145	リース債務	1,064
土地	18,987	退職給付引当金	913
建設仮勘定	20	役員退職慰労引当金	120
無形固定資産	(70)	環境対策引当金	72
投資その他の資産	(2,043)	預り敷金保証金	948
投資有価証券	21	その他の	80
関係会社株式	97	(純資産の部)	3,641
長期貸付金	1,080	I 株主資本	3,639
その他の	1,114	資本金	3,205
貸倒引当金	△269	資本剰余金	2,724
III 繰延資産	17	資本準備金	875
社債発行費	17	その他資本剰余金	1,849
資産合計	26,978	利益剰余金	△2,285
		その他利益剰余金	△2,285
		繰越利益剰余金	△2,285
		自己株式	△4
		II 評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	0
		負債純資産合計	26,978

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		8,827
売 上 原 価		7,254
売 上 総 利 益		1,573
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,605
営 業 損 失		32
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	2	
雑 収 入	90	93
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	218	
雑 損 失	180	398
経 常 損 失		337
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 売 却 損	44	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 繰 入 額	1,800	
そ の 他	236	2,081
税 引 前 当 期 純 損 失		2,419
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△2
法 人 税 等 還 付 税 額		△12
法 人 税 等 調 整 額		△0
当 期 純 損 失		2,404

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合
		資 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
2019年4月1日 期首残高	3,205	875	1,849	2,724	118	118	△4	6,043
事業年度中の変動額								
当期純損失					△2,404	△2,404		△2,404
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2,404	△2,404	△0	△2,404
2020年3月31日 期末残高	3,205	875	1,849	2,724	△2,285	△2,285	△4	3,639

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 期首残高	4	0	4	6,047
事業年度中の変動額				
当期純損失				△2,404
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△2	0	△1	△1
事業年度中の変動額合計	△2	0	△1	△2,405
2020年3月31日 期末残高	1	0	2	3,641

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

(イ) 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(ロ) 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法（ただし、販売用不動産の評価については、個別法による原価法）

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）・構築物……………定額法

建物・構築物以外……………定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金

事業構造の改善に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ

なお、金利スワップのうち金融商品会計基準に定める特例処理の適用要件を満たしているものについては、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象……変動金利借入金、買掛金

③ ヘッジ方針

リスク管理方針に関する社内規定に従い、ヘッジ対象の金利上昇リスクや為替変動リスクを回避することを目的としております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(4) 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	746百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2,054百万円
関係会社に対する短期金銭債務	27百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
預金	0百万円
たな卸資産	5百万円
有形固定資産	18,826百万円
計	<u>18,833百万円</u>
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	1,840百万円
1年内償還予定の社債	140百万円
社債	545百万円
長期借入金	8,231百万円
計	<u>10,757百万円</u>
3. 有形固定資産の減価償却累計額	7,233百万円
4. 受取手形割引高	708百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	196百万円
仕入高	423百万円
営業取引以外の取引高	4百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5千株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、減損損失、たな卸資産評価損、役員退職慰労引当金、賞与引当金、事業構造改善引当金、環境対策引当金及び繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、土地評価差額及び固定資産圧縮積立金であります。

なお、繰延税金資産については、全額評価性引当額を計上しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 引 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子会社	オーミ・ド・ブラジルテクノロジー株式会社	所有 直接70.8%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	—	長期貸付金 未収入金	1,080 79
子会社	株式会社宇美フーズ	所有 直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付	227	短期貸付金	311

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、長期貸付金及び未収入金については、269百万円の貸倒引当金を計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	400円44銭
1株当たり当期純損失	364円40銭

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、企業理念である「人と地球と暮らしへのやさしさを追求」する脱プラスチック、脱合繊の環境配慮型企業の地位を確立するため、既に取り組んでいる環境問題に対応した研究開発に投資を集中するとともに、安定的な収益を計上できる体質への転換、財務の健全性を高めることが急務であると判断し、レーヨン事業を含む不採算部門の撤退を含めた抜本的な事業再構築の検討を開始することを決定いたしました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

オーミケンシ株式会社
取締役会 御中

永和監査法人

東京都中央区

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 栄一 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 清水 巧 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大島 隆光 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーミケンシ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーミケンシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

オーミケンシ株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒川 栄一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	清水 巧	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大島 隆光	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーミケンシ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

オーミケンシ株式会社 監査役会
常勤監査役 和田 昇 ㊟
監査役 豊田 智郎 ㊟
監査役 桑野 哲雄 ㊟

(注) 監査役豊田智郎、監査役桑野哲雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	4月1日から3ヶ月以内
基準日	(1) 定時株主総会・期末配当金 3月31日 (2) 中間配当金 9月30日 (3) その他必要のある場合はあらかじめ公告して定める日
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞に掲載いたします。 公告掲載アドレス (https://www.omikenshi.co.jp/ir/ir_notice/)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。